　地震災害対策編

ページ調整

地震災害対策編目次

第１章　総　　　則

第１節　計画の目的　　　…………………………………………………………………………………　 1

第２節　災害時における個人情報の取扱い………………………………………………………………　 1

第３節　防災関係機関の責務及び業務の大綱　…………………………………………………………　 2

第４節　地震の想定　　　　　　　　　　　　　　　…………………………………………………　 7

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及　　　……………………………………………………………………………　 9

第２節　地域防災活動の活性化　　………………………………………………………………………　 11

第３節　防災訓練　　　……………………………………………………………………………………　 12

第４節　通信確保　　　……………………………………………………………………………………　 14

第５節　避難対策　　　……………………………………………………………………………………　 15

第５節の２　災害医療体制整備　　　……………………………………………………………………　 16

第６節　要配慮者の安全確保　　　………………………………………………………………………　 17

第６節の２　食料・生活必需品等の備蓄　　　…………………………………………………………　 18

第７節　孤立化対策　　　　　……………………………………………………………………………　 19

第８節　防災施設等整備　　　……………………………………………………………………………　 20

第９節　建築物等安全確保　　　…………………………………………………………………………　 21

第10節　交通施設安全確保　　　…………………………………………………………………………　 23

第11節　ライフライン施設等安全確保　　　……………………………………………………………　 24

第12節　危険物施設等安全確保　　　……………………………………………………………………　 25

第13節　地盤災害予防　　…………………………………………………………………………………　 26

第14節　火災予防　　　……………………………………………………………………………………　 28

第15節　震災に関する調査研究　　　……………………………………………………………………　 30

第16節　防災ボランティア育成　　　……………………………………………………………………　 31

第17節　事業継続対策　　　　　　　……………………………………………………………………　 32

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制　　　……………………………………………………………………………………　 34

第２節　地震情報等の伝達　　　　　　　　　　　……………………………………………………　 40

第３節　通信情報　　　……………………………………………………………………………………　 45

第４節　情報の収集・伝達　　　…………………………………………………………………………　 46

第５節　広報広聴　 　 …………………………………………………………………………………　 48

第６節　交通確保・輸送　　　……………………………………………………………………………　 51

第７節　消防活動　　　……………………………………………………………………………………　 52

第８節　相互応援協力　　　………………………………………………………………………………　 53

第９節　自衛隊災害派遣要請　　　………………………………………………………………………　 54

第10節　防災ボランティア活動　　　……………………………………………………………………　 55

第11節　救援物資・義援金の受付・配分　　　…………………………………………………………　 56

第12節　災害救助法の適用　　　…………………………………………………………………………　 57

第13節　避難・救出　　　…………………………………………………………………………………　 58

第14節　医療・保健　　　…………………………………………………………………………………　 59

第15節　食料・生活必需品等供給　　　…………………………………………………………………　 61

第16節　給水　　　…………………………………………………………………………………………　 62

第17節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理　　　……………………………………………………　 63

第18節　感染症予防　　　………………………………………………………………………………… 65

第19節　廃棄物処理・障害物除去　　　…………………………………………………………………　 66

第20節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬　　　……………………………………………　 67

第21節　応急対策要員確保　　　…………………………………………………………………………　 68

第22節　文教対策　　　……………………………………………………………………………………　 69

第23節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策　　　……………………………………………………　 70

第24節　ライフライン施設応急対策　　　………………………………………………………………　 71

第25節　危険物施設等応急対策　　　……………………………………………………………………　 72

第26節　防災ヘリコプター活動　　　……………………………………………………………………　 73

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧　　　……………………………………………………………………　 75

第２節　生活の安定確保　　　……………………………………………………………………………　 76

第３節　復興計画の作成　…………………………………………………………………………………　 77

第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震　　　　　　防災対策推進計画

第１節　総則　　　　 　　 　 …………………………………………………………………………　 79

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項　　………………………………………　 80

第３節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項　……………………………………………　 81

第４節　関係者との連携協力の確保に関する事項　……………………………………………………　 85

第５節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項　……　 86

第６節　防災訓練に関する事項　　　……………………………………………………………………　 87

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項　………………………………………………　 88

第１章　総　　　則

第１節　計画の目的

この計画は、花巻市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて作成されている「花巻市地域防災計画」の「地震対策編」として花巻市防災会議が作成する計画であり、花巻市、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

　なお、この計画は、本市における過去の地震の発生状況、平成２３年３月の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらに、千島海溝沿いの地震活動の長期評価(第三版)及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成２９年度、３１年度に国の地震調査研究推進本部が実施)や県が実施した被害想定調査の結果(平成９年度「地震被害想定調査」、令和３～４年度「岩手県地震・津波被害想定調査」)等を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度６弱以上の大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

第２節　災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、花巻市個人情報保護条例（平成18年花巻市条例第21号）の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるものとする。

第３節　防災関係機関の責務及び業務の大綱

**第１　防災関係機関の責務**

　　防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

　１　市

　　　市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

　２　消防機関

市消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、市消防団と連携してこれに当たり、その活動については、本計画による。

３　県

　　　県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

　４　自衛隊

自衛隊は、市・県を通じた要請に応じて、災害対策に関して支援、協力する。

　５　指定地方行政機関

　　　指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

　６　指定公共機関及び指定地方公共機関

　　　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

　７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

　　　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

**第２　防災関係機関の業務の大綱**

１　市

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 花巻市 | (１) 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。  (２) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。  (３) 防災訓練の実施に関すること。  (４) 防災知識の普及及び教育に関すること。  (５) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。  (６) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。  (７) 災害応急対策の実施に関すること。  (８) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 |

２　消防機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 花巻市消防本部  花巻市消防団 | (１) 消防活動に関すること。  (２) 救急救助業務に関すること。  (３) 災害予防対策の実施協力に関すること。  (４) 災害応急対策の実施協力に関すること。 |

３　県

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 岩手県 | (１) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。  (２) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。  (３) 防災訓練の実施に関すること。  (４) 防災知識の普及及び教育に関すること。  (５) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。  (６) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。  (７) 災害応急対策の実施に関すること。  (８) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。  (９) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。  (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。 |

４　自衛隊

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 防衛省陸上自衛隊岩手駐屯部隊(以下「陸上自衛隊岩手駐屯部隊」という。) | (１) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。 |
| 自衛隊岩手地方協力本部 | (１) 災害派遣部隊の連絡幹部が到着するまでの連絡調整に関すること。 |

５　指定地方行政機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 農林水産省東北農政局岩手県拠点 | (１) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 |
| 林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署 | (１) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。  (２) 山火事防止対策に関すること。  (３) 災害復旧用材の供給に関すること。 |
| 林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署 |
| 厚生労働省岩手労働局花巻労働基準監督署 | (１) 事業場における労働災害の防止に関すること。  (２) 被災労働者の救済に関すること。  (３) 被災労働者の就労斡旋に関すること。  (４) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。 |
| 国土交通省東北地方整備局(以下「東北地方整備局」という。)  [国土交通省岩手河川国道事務所(以下「岩手河川国道事務所」という。)]  [北上川ダム統合管理事務所] | (１) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。  (３) 水防活動の指導に関すること。  (４) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。  (５) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。  (６) 空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。  (７) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。  (８) 災害対策支援に係る調整に関すること。 |
| 環境省東北地方環境事務所 | (１) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。  (２) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。  (３) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。  (４) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 |
| 気象庁仙台管区気象台  ［気象庁盛岡地方気象台(以下「仙台管区気象台」、「盛岡地方気象台」という。)］ | (１) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。  (２) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。  (３) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。  (４) 市が行う防災対策に関する支援・助言に関すること。  (５) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。 |

６　指定公共機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 日本赤十字社岩手県支部花巻市地区 | (１) 災害時における医療救護に関すること。  (２) 災害時における血液の確保供給に関すること。  (３) 救援物資の配分に関すること。  (４) 義援金の受付に関すること。  (５) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 |
| 日本放送協会盛岡放送局 | (１) 気象予報・警報等の放送に関すること。  (２) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。  (３) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。  (４) 防災知識の普及啓発に関すること。 |
| 東日本高速道路㈱東北支社  (盛岡・北上管理事務所) | (１) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。  (３) 高速自動車道の復旧に関すること。 |
| 電源開発㈱東和電力所 | (１) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 電力施設の災害復旧に関すること。 |
| 東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 | (１) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。  (２) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。 |
| 東日本電信電話(株)岩手支店  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱  ㈱ＮＴＴドコモ  ＫＤＤＩ㈱  ソフトバンク㈱  楽天モバイル㈱ | (１) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時における通信の確保に関すること。  (３) 電気通信設備の復旧に関すること。 |
| 日本通運㈱北上支店  北東北福山通運㈱北上支店  佐川急便㈱北東北支店  ヤマト運輸㈱岩手主管支店  岩手西濃運輸㈱盛岡支店 | (１) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 |
| 東北電力ネットワーク  (株)花北電力センター  東北電力(株)岩手支店 | (１) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時における電力供給に関すること。  (３) 電力施設の災害復旧に関すること。 |
| 日本郵便㈱  花巻郵便局 | (１) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。  (２) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。  (３) 非常災害時における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。 |

７　指定地方公共機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手 | (１) 気象予報・警報・地震情報等の放送に関すること。  (２) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。  (３) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。  (４) 防災知識の普及啓発に関すること。 |
| (公社)岩手県トラック協会花巻支部  (公社)岩手県バス協会  岩手県交通㈱ | (１) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 |
| (一社)岩手県高圧ガス保安協会花巻支部 | (１) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時におけるガス供給に関すること。  (３) ガス施設の災害復旧に関すること。 |
| (一社)花巻市医師会  花巻市歯科医師会 | (１) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。  (２) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理についての協力に関すること。 |
| 花巻市薬剤師会 | (１) 医療救護に関すること。  (２) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。 |
| (一社)岩手県獣医師会  花巻支会 | (１) 災害時における愛玩動物の保護及び救護に関すること。 |
| 社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 | (１) 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。 |

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 花巻ガス㈱ | (１) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時におけるガス供給に関すること。  (３) ガス施設の災害復旧に関すること。 |
| 岩手県共同募金会花巻市分会 | (１) 義援金の募集及び受付に関すること。 |
| 花巻農業協同組合  花巻市森林組合 | (１) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。  (２) 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対す  る協力に関すること。  (３) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。  (４) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関  すること。 |
| 花巻商工会議所 | (１) 災害時における物価安定についての協力に関すること。  (２) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。 |
| 一般病院  診療所 | (１) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。  (２) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。 |
| 一般運送事業者 | (１) 災害時における緊急輸送に関すること。 |
| 一般燃料供給業者 | (１) 災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の  優先的な供給に関すること。 |
| ダム施設の管理者 | (１) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。 |
| 土地改良区 | (１) 水門、水路ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 水門、水路ため池等の災害復旧に関すること。 |
| 危険物関係施設の管理者 | (１) 災害時における危険物の保安措置に関すること。 |
| ㈱岩手日報社花巻支局  ㈱朝日新聞社北上支局  ㈱毎日新聞社盛岡支局  ㈱読売新聞社北上支局  ㈱河北新報社北上支局  ㈱産業経済新聞社  盛岡支局  ㈱日本経済新聞社  盛岡支局  ㈱岩手日日新聞社中部支社  ㈱デーリー東北新聞社盛岡支局  ニューデジタルケーブル(株)花巻ケーブルテレビ  盛岡タイムス社  (一社)共同通信社盛岡支局  ㈱時事通信社盛岡支局 | (１) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。  (２) 県知事からの要請に基づく災害報道に関すること。  (３) 防災知識の普及啓発に関すること。 |
| えふえむ花巻㈱ | (１) 気象予報等の放送に関すること。  (２) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。  (３) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。  (４) 防災知識の普及啓発に関すること。 |

第４節　地震の想定

　本市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については平成２３年(２０１１年)東北地方太平洋沖地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

ページ調整

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及

**第１　基本方針**

　　市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)の視点にも配慮する。

**第２　防災知識の普及**

　１　職員に対する防災教育

　　○　防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の徹底を図る。

　　○　防災教育は、おおむね次の内容により実施する。

　　　ア　地震対策関連法令

　　　イ　防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

　　　ウ　地震に関する基礎知識

　　　エ　災害を防止するための技術

　　　オ　住民に対する防災知識の普及方法

　　　カ　震災時における業務分担の確認

　２　住民等に対する防災知識の普及

　　○　防災関係機関は、住民等の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及に努める。

　　　ア　講習会、研修会、講演会、展示会の開催

　　　イ　インターネット、広報紙の活用

　　　ウ　起震車等による災害の擬似体験

　　　エ　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

　　　オ　防災関係資料の作成、配布、貸出

　　　カ　自主防災活動に対する指導

　　○　防災知識の普及活動は、おおむね次の内容により実施する。

　　　ア　地震に関する一般的知識

　　　イ　緊急地震速報、避難指示等の意味及び内容

　　　ウ　平常時における心得

　　　　　　①　指定緊急避難場所・指定避難所、避難道路等を確認する。

　　　　　　②　食料、飲料水、衛生用品等の備蓄及び非常持出品の準備を行う。

　　　　　　③　非常時の対処方法を検討する。

　　　　　　④　防災訓練等へ積極的に参加する。

　　　　　　⑤　災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

　　　　　　⑥　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

　　　エ　地震発生時の心得、避難方法

　　　オ　心肺蘇生法、止血法等の応急措置

　　　カ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

　　　キ　災害危険箇所に関する知識

　　　ク　過去における主な災害事例

　　　ケ　地震対策の現状

　　○　防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

　３　児童、生徒等に対する教育

【本編・第２章・第１節・第２・３　参照】

第２節　地域防災活動の活性化

**第１　基本方針**

　１　市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

　２　市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

　３　市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

**第２　自主防災組織の育成**

　【本編・第２章・第２節・第２　参照】

**第３　消防団の活性化**

　　【本編・第２章・第２節・第３　参照】

**第４　住民等による地区内の防災活動の推進**

　　【本編・第２章・第２節・第４　参照】

第３節　防災訓練

**第１　基本方針**

　　市その他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

**第２　実施要領**

　１　実施方法

　　【本編・第２章・第３節・第２・１　参照】

　２　実施に当たって留意すべき事項

　　【本編・第２章・第３節・第２・２　参照】

　　　市は、訓練の企画、実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、具体的かつ実践的な訓練を行うなど地震発生時の対応行動の習熟を図る。

　３　各訓練項目において留意すべき事項

　　○　市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

　　　ア　災害対策本部設置・運営訓練

　　　　　災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

イ　通信情報連絡訓練

　　　　　通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。

　　　ウ　職員非常招集訓練

通常の交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施する。

エ　避難訓練

　　　　　各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。

　　　オ　避難所開設・運営訓練

　　　　　行政と町内会、自主防災組織、ＮＰＯ等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

　　　カ　救出・救助訓練

　　　　　消防、警察、自衛隊等の多数の機関が共同して多数の傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。

　　　キ　医療救護訓練

　　　　　多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。

　　　ク　消防訓練

　　　　　消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。

　　　ケ　要配慮者を対象とした訓練

　　　　　個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援等関係者の活動における安全確保に留意する。

　　　コ　遺体対応訓練

　　　　　最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

　　　サ　多言語対応訓練

　　　　　社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

　　　シ　施設復旧訓練

　　　　　ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

　　　ス　交通規制訓練

　緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。

第４節　通信確保

**第１　基本方針**

１　市その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

２　災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧できるよう要員及び資機材の確保に努める。

**第２　通信施設・設備の整備等**

　　【本編・第２章・第４節・第２　参照】

第５節　避難対策

**第１　基本方針**

　１　市は、地震、火災等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。

　２　学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

　３　住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

**第２　避難計画の作成**

　１　市の避難計画

　　【本編・第２章・第５節・第２・１　参照】

○　市は、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考に原則、避難指示を発令することを住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

　２　学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

　　【本編・第２章・第５節・第２・２　参照】

　３　広域避難及び広域一時滞在

　　【本編・第２章・第５節・第２・３　参照】

**第３　避難場所等の整備等**

　　【本編・第２章・第５節・第３　参照】

**第４　避難所の運営体制の整備**

　　【本編・第２章・第５節・第４　参照】

**第５　避難行動要支援者名簿**

　　【本編・第２章・第５節・第５　参照】

**第６　避難に関する広報**

【本編・第２章・第５節・第６　参照】

**第７　避難訓練の実施**

【本編・第２章・第５節・第７　参照】

第５節の２　災害医療体制整備

**第１　基本方針**

１　災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

２　ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

**第２　災害拠点病院**

【本編・第２章・第５節の２・第２　参照】

第６節　要配慮者の安全確保

**第１　基本方針**

市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に避難指示の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

**第２　実施要領**

　　【本編・第２章・第６節・第２　参照】

第６節の２　食料・生活必需品等の備蓄

**第１　基本方針**

　市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支え、避難所において使用するために必要な物資の備蓄を計画的に整備するとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

**第２　住民及び事業所の役割**

　　【本編・第２章・第６節の２・第３　参照】

**第３　市の役割**

【本編・第２章・第６節の２・第４　参照】

第７節　孤立化対策

**第１　基本方針**

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

**第２　災害時孤立化想定地域への対策の推進**

　　【本編・第２章・第７節・第２　参照】

第８節　防災施設等整備

**第１　基本方針**

　　震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

**第２　防災施設等の機能強化**

【本編・第２章・第８節・第２　参照】

**第３　公共施設等の整備**

○市は、道路施設、河川管理施設等の公共土木施設について、耐震性が確保された場所への立地に努める。

○　市は、避難路等を整備するとともに、医療施設や避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保並びに防災機能の強化に努める。

**第４　消防施設の整備**

　○　市は、地域の実情に即して消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

　○　市は、震災時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

**第５　防災資機材等の整備**

　　　市は、災害応急対策活動用資機材を計画的に整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

第９節　建築物等安全確保

**第１　基本方針**

　　　都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化・不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

**第２　建築物の耐震性向上の促進**

　１　防災上重要な建築物等の耐震性確保

　　○　市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進する。

　　○　防災上重要な建築物の内、昭和５６年６月１日改正後の建築基準法の適用を受けていない　市の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく　耐震改修の促進を図る。

　　○　防災上重要な建築物に該当しない市の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

　　○　公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

　　○　防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品・実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

　２　木造住宅等の耐震性確保

木造住宅等の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、耐震性能の診断の普及を図る。

　３　一般建築物の耐震性確保

　　○　建築物の耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

　　○　新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

　４　工作物の耐震性確保

　　　煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

　５　建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

　　○　道路に面する３階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

　　○　特に、通学路及び避難場所周辺については、市において点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

　６　既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

　　○　道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよ　　　う強力に指導する。

　　○　特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに。市においても定期的に点検する。

　７　家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により市民への啓発、普及を図る。

８　地震保険の加入促進

　　　地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、市はその制度の普及や加入促進に努める。

**第３　建築物の不燃化の促進**

　　　市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、公営・民間住宅の不燃化を促進する。

第１０節　交通施設安全確保

**第１　基本方針**

　　　震災による道路施設、鉄道施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

**第２　道路施設**

　１　道路の整備

　　　震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所の調査を実施し、必要な整備を進める。

２　橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、点検調査を実施し、必要な整備を進める。

３　横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道機能を確保するため、所管横断歩道橋について、点検調査を実施し、必要な整備を進める。

４　トンネルの整備

　　震災時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、必要な整備を進める。

第１１節　ライフライン施設等安全確保

**第１　基本方針**

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、各事業者において巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

**第２　電力施設**

電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

**第３　ガス施設**

ガス事業者は、震災によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

**第４　上下水道施設**

　１　上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

２　下水道施設

下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

**第５　通信施設**

　１　電気通信設備

電気通信事業者は、震災時における通信を確保するため、施設、資機材の整備等を図る。

　２　放送施設

放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

第１２節　危険物施設等安全確保

**第１　基本方針**

　　危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

**第２　石油類等危険物**

　１　保安教育の実施

　　【本編・第２章・第１２節・第２・１　参照】

　２　指導強化

　　【本編・第２章・第１２節・第２・２　参照】

　３　屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

【本編・第２章・第１２節・第２・３　参照】

　４　自衛消防組織の強化措置

　　○　危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

　　○　危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効

率ある自衛消防力の確立を図る。

　５　化学防災資機材の整備

　　【本編・第２章・第１２節・第２・５　参照】

**第３　高圧ガス及び火薬類災害予防対策**

　　【本編・第２章・第１２節・第３　参照】

第１３節　地盤災害予防

**第１　基本方針**

　１　地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

　２　地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適正な管理、指導を行う。

**第２　地盤災害の防止対策**

【本編・第２章・第１７節・第２　参照】

**第３　宅地防災対策**

　　○　市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。

　　○　防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

　　○　市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

**第４　ダム防災対策**

　　○　市内に堤高15メートル以上のダムは、４ダム（国土交通省管理１、農林水産省管理２、県管理１）設置されており、耐震設計で施工されている。

　　○　その他のダム及び農業用のため池等のうち、決壊した場合に影響が大きいもの又は耐震構造に不安があるものについては、次により調査等を実施し、適切な情報提供を行うとともに、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから順次対策を講じる。

　　　ア　現地調査測量、更には、必要に応じて堤体及び地下構造を探る弾性波探査法、比抵抗を測る電気探査法等の地質調査を実施し、施設の危険度を測定する。

　　　イ　測定した資料を基に速やかに堤体の補強、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。

　　○　ダムの管理は、それぞれの管理主体においてダム検査規程等に準拠し、万全の点検、維持管理を行う。

**第５　ため池防災対策**

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第１４節　火災予防

**第１　基本方針**

　１　地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。

　２　消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

**第２　出火防止、初期消火体制の確立**

　１　火災予防の徹底

　　○　市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

　　○　市は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 指導内容 |
| 一般家庭 | ○　すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。  ○　火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。  ア　火気使用設備の取扱方法  イ　消火器の設置及び取扱方法  ウ　耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行  エ　住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法  ○　避難行動要支援者に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。 |
| 職場 | ○　予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。  ア　災害発生時における応急措置要領の作成  イ　消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底  ウ　避難、誘導体制の確立  エ　終業後における火気点検の励行  オ　自衛消防隊の育成 |

　２　地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

　　【本編・第２章・第１８節・第２・２　参照】

３　予防査察の強化

　【本編・第２章・第１８節・第２・３　参照】

　４　防火対象物の防火体制の推進

　　【本編・第２章・第１８節・第２・４　参照】

　５　危険物等の保安確保指導

　　【本編・第２章・第１８節・第２・５　参照】

**第３　消防力の充実強化**

市は、地震火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

　１　総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、消防計画を策定する。

２　消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防分署等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

３　消防施設等の整備強化

(１)　消防特殊車両等の増強

ア　特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ　可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

　　　ウ　救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(２)　消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(３)　消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(４)　ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第１５節　震災に関する調査研究

**第１　基本方針**

　　地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

　　したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、検証及び科学的な調査研究を行う。

**第２　調査研究**

　　防災関係機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　被害想定に関する調査研究  イ　地盤に関する調査研究  ウ　構造物耐震性に関する調査研究 | エ　大規模地震火災に関する調査研究  オ　避難に関する調査研究  カ　その他必要な調査研究 |

第１６節　防災ボランティア育成

**第１　基本方針**

　１　防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。

　２　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。

　３　防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

**第２　実施要領**

【本編・第２章・第２１節・第２　参照】

第１７節　事業継続対策

**第１　基本方針**

１　市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

２　県、市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定の促進に努める。

　３　企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。

４　市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

**第２　事業継続計画の策定**

【本編・第２章・第２２節・第２　参照】

**第３　企業等の防災活動の推進**

　　【本編・第２章・第２２節・第３　参照】

ページ調整

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制

**第１　基本方針**

　１　市その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。

　２　職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

　３　災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

　４　市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

　５　市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

**第２　市の活動体制**

　　市は、市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、花巻市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は花巻市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

　１　災害警戒本部　〔資料編：花巻市災害警戒本部〕

　　　　災害警戒本部は、「花巻市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(１) 設置基準

　　　　市内で震度４又は５弱の地震を観測した場合

(２) 組織

　　　　災害警戒本部の組織は、次のとおりである。

地域振興部長

本部長

消防本部

消防長

副本部長

本部長が指名する各部長等

本部員

本部長が指名する各部等の職員長

本部職員

　 (３)　分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

　　　ア　地震に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達

　　　イ　各地域における震度等に関する状況及び被害発生状況の把握

　　　ウ　各地域の対応状況の把握

　 (４)　廃止基準等

　　　○　災害警戒本部は、市内で震度４又は震度５弱を観測した場合等において、本部長が、災害発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

　　　○　本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

　２　災害対策本部　〔資料編：花巻市災害対策本部〕

　　○　災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

　　○　災害対策本部は、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(１)　配備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 配備基準 | 配備職員の範囲 | |
| 本部 | 現地本部 |
| ①警戒配備 | ア　市内で震度５強の地震を観測した場合  イ　その他本部長が特に必要と認めた場合 | 課等の長及び主任職以上の職員で各部長が指名した者並びに防災担当職員 | 課等の長及び主任職以上の職員で各総合支所長が指名した者 |
| ②１号  非常配備 | ア　市内で震度６弱又は震度６強の地震を観測した場合  イ　その他本部長が特に必要と認めた場合 | すべての課等の主任職以上の職員 | 現地本部の主任職以上の職員 |
| ③２号  非常配備 | ア　市内で震度７の地震を観測した場合  イ　その他本部長が特に必要と認めた場合 | 全職員 | 現地本部の全職員 |

注）　各部長及び総合支所長は、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は１号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(２)　組織

【本編・第３章・第１節・第２・２・(2)　参照】

(３)　分掌事務

　　【本編・第３章・第１節・第２・２・(3)　参照】

　 (４)　災害発生の各段階に応じた活動項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 活動項目 |
| 災害発生前 | １　事前の情報収集、連絡調整 | (1) 震度の把握及び分析  (2) 地震に関する予報・警報等の迅速な伝達  (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ及び警戒態勢の強化 |
| ２　災害対策用資機材の点検整備 | (1) 災害対策用物資及び機材の点検整備  (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備  (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備 |
| ３　避難対策 | 避難指示等及び避難誘導の準備 |
| ４　活動体制の整備 | (1) 本部員となる部局長による対策会議の実施  (2) 地方支部に市本部の対策動向の連絡  (3) 自衛隊連絡職員の市本部への派遣要請  (4) 医療救護班の活動開始準備 |
| ５　活動体制の徹底 | (1) 市本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底  (2) 報道機関に対する本部設置の発表  (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知  (4) 災害応急対策用車両等の確保  (5) 各部の配備状況の把握  (6) 被害速報の収集報告(人的及び住家被害情報の優先) |
| 災害発生後 | １　情報連絡活動 | (1) 被害状況の迅速、的確な把握  (2) 被害速報の集計及び報告  (3) 災害情報の整理  (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達  (5) 地震に関する情報の把握及び伝達  (6) 警察署等との災害情報の照合 |
| ２　本部員会議の開催 | (1) 災害の規模と動向の把握  (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討  (3) 自衛隊災害派遣要請及び緊急消防援助隊派遣要請  (4) 災害救助法の適用  (5) 災害応急対策の調整  (6) 配備体制の変更  (7) 現地災害対策本部の設置並びに現地作業班の派遣  (8) 本部長指令の通知 |
| ３　災害広報 | (1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表  (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送  (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 活動項目 |
| 災害発生後 | ４　公安・警備対策 | (1) 避難指示等及び避難誘導  (2) 被災者の救出救護 |
| ５　避難対策 | (1) 避難指示等の放送要請  (2) 避難状況の把握  (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置、運営 |
| ６　自衛隊災害派遣要  　請 | (1) 孤立地帯の偵察及び救援  (2) 被災者の捜索、救助  (3) 給食給水活動 |
| ７　県に対する応援要  　請 | (1) 被災者の捜索、救助要請  (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請  (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請 |
| ８　防災ボランティア活動対策 | (1) 防災ボランティア活動のニーズの把握  (2) 防災ボランティアの受付・登録  (3) 防災ボランティア活動の調整  (4) 防災ボランティアの受入体制の整備 |
| ９　災害救助法適用対策 | (1) 被害状況の把握  (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定  (3) 救助の種類の判定  (4) 災害救助実施計画の策定  (5) 災害救助法に基づく救助の実施 |
| 10　現地災害対策本部の設置並びに現地作業班の派遣 | (1) 編成指示  (2) 編成  (3) 派遣 |
| 11　機動力及び輸送力の確保 | (1) 災害応急対策用車両の確保  (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握  (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去  (4) 道路交通の確保  (5) 空港施設の被害状況の把握  (6) 航空輸送の確保 |
| 12　医療・保健対策 | (1) 応急医療・保健活動の実施  (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん |
| 13　食料、生活必需品等物資の応急対策 | (1) 食料の調達あっせん  (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あっせん |
| 14　給水対策 | (1) 水源の確保及び給水の実施  (2) 応急給水用資機材の確保 |
| 15　感染症予防対策 | (1) 感染症予防活動の実施  (2) 食品衛生活動の実施  (3) 感染症予防用資機材の調達あっせん |
| 16　文教対策 | (1) 応急教育の実施  (2) 市立学校等施設の応急対策の実施 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 活動項目 |
| 災害発生後 | 17　土木応急対策 | (1) 土木関係被害の把握  (2) 道路交通応急対策の実施  (3) 下水道応急対策の実施  (4) 直営工事応急対策の実施  (5) 浸水対策の実施  (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底 |
| 18　県等への陳情要望対策 | (1) 県等への要望書及び陳情書の提出  (2) 災害に対する県の動向把握及びその対策 |
| 19　被災者見舞対策 | (1) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員派遣  (2) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)への見舞金等の措置 |
| 20　被災者に対する生活確保対策 | (1) 物価の値上がり防止対策  (2) 被災者の住宅対策  (3) 世帯更正資金対策  (4) 農林復旧対策  (5) 租税等の減免対策  (6) 商工業復旧対策  (7) 公共土木施設関係復旧対策  (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布 |

(５)　廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

　　　ア　本部長が、市の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき

　　　イ　本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

**第３　市の職員の動員配備体制**

１　配備体制

　　【本編・第３章・第１節・第３・１　参照】

　２　自主参集

　　○　各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、配備指令を待たずに、直ちに所属公署等に参集する。

　３　所属公署に参集できない場合の対応

　　【本編・第３章・第１節・第３・３　参照】

４　災害時職員行動マニュアル等

○　災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。災害対策本部の運営及び職員の活動体制については「花巻市災害時職員行動マニュアル」による。

○　市は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円

滑に行うための組織を設置する。

　　○　市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

　　○　市本部長は、必要に応じ、関係指定行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

○　市は、地震発生時に適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

**第４　防災関係機関の活動体制**

○　防災関係機関は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。

○　防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。

○　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。

○　災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。

○　防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。

○　防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第２節　地震情報等の伝達

**第１　基本方針**

　１　地震情報及び地震に関する異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

　２　通信設備が被災した場合においても、地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 活動の内容 |
| 市本部長 | 地震情報等の周知 |
| 県本部長 | 地震情報等の市に対する伝達 |
| 東北地方整備局  （岩手河川国道事務所） | 地震情報等の関係機関に対する通知 |
| 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱ | 地震情報等の市に対する伝達 |
| 盛岡地方気象台 | １　地震情報等の発表  ２　上記の情報等の関係機関に対する通知 |
| 日本放送協会盛岡放送局  ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手  ㈱えふえむ花巻  ニューデジタルケーブル㈱　花巻ケーブルテレビ | 地震情報等の放送 |

**第３　実施要領**

　１　地震情報等に関する情報の種類及び伝達

　 (１)　地震動の警報及び地震情報の種類

　　　ア　緊急地震速報(警報)

　　　　○　気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(ＮＨＫ)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

　　　　○　震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

　　　　○　緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

　　　イ　地震情報の種類と内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 発表基準 | 内　容 |
| 震度速報 | 震度３以上 | 地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | 震度３以上  （大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない） | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。  「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合  ・震度３以上  ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時  ・若干の海面変動が予想される場合  ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。  震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | 震度１以上 | 震度１以上を観測した地点のほか、地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。  震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。  ※　地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表 |
| 推計震度分布図 | 震度５弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、２５０ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等  ・マグニチュード7.0以上  ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。  日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | 震度３以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約１０分後に気象庁ホームページ上に掲載) |
| その他の情報 | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

ウ　地震活動に関する解説情報等

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　　　容 |
| 地震解説資料 | 津波警報等の発表又は震度４以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料 |
| 月間地震概況及び  週間地震概況 | 月毎及び週毎(定期)に発表される地震活動状況等に関する資料 |

(２)　伝達系統

　　　　 地震情報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

〔資料編：気象予報・警報・地震情報等伝達系統図〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 発表機関 | 伝達系統 |
| 地震に関する情報 | 気象庁及び盛岡地方気象台 | 〔地震に関する情報伝達系統図〕 |

　 (３)　伝達機関等の責務

　　　○　地震情報等の発表機関及び伝達機関は、地震情報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、地震情報等の伝達先その他必要な要領を定める。

　　　○　地震情報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

　　　○　地震情報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、地震情報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

　 (４)　市の措置

○　市長は、地震情報を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

　　　○　地震情報等の受領責任者は、必要と認める場合は、速やかに上司に報告をするとともに、地震情報等通知計画により関係各部等に通知する。

　　　○　市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

　　　○　地震情報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、総合支所及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。

　　　○　市長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する地震情報等の伝達手段の確保に努める。

　　　○　地震情報等の広報は、おおむね、次の方法による。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　同報系防災行政無線  イ　有線放送  ウ　ＣＡＴＶ  エ　コミュニティＦＭ、臨時災害放送局  オ　電話 | カ　携帯端末の緊急速報メール機能  キ　ソーシャルメディア  ク　広報車  ケ　サイレン及び警鐘  コ　自主防災組織等の広報活動 |

　 (５)　防災関係機関の措置

　　　ア　東日本電信電話㈱岩手支店

　　　　　地震情報等を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

　　　イ　放送事業者

　　　　　ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

　　　ウ　その他の防災関係機関

　　　　　それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

　２　異常現象発生時の通報

　 (１)　異常現象発見者の通報義務

　　　○　地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

　　　○　異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

　 (２)　市長の通報先

　　　○　通報を受けた市長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 担当機関 | 通報を要する異常現象の内容 |
| 地震に関するもの | 盛岡地方気象台、県復興防災部防災課 | 地震に係るすべてのもの |
| その他に関するもの | 県復興防災部防災課 | 国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象 |

　　　　（異常現象の通報、伝達経路）

関

係

機

関

一

般

住

民

市　　　長

地域振興部

消防本部

盛岡地方気象台

警　察　署

県復興防災部防災課

(３)　異常現象の種類

　　 ○　通報を要する地象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 異　常　現　象　の　内　容 |
| 地震関係 | 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震 |
| その他に関する事項 | 通報を要すると判断される上記以外の異常な現象 |

第３節　通信情報

**第１　基本方針**

　１　市その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

　２　通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

　３　震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

**第２　実施要領**

　　【本編・第３章・第３節・第２　参照】

第４節　情報の収集・伝達

**第１　基本方針**

１　震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため災害情報の収集及び伝達を行

う。

２　災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。

３　地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。

　４　災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

**第２　実施機関（責任者）**

　　【本編・第３章・第４節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　１　災害情報の収集、報告

　 (１)　市

　　　○　市本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

　　　○　市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

○　市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。

　　　○　市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　職種及び人数　　　 ウ　応援期間　　　　　 オ　携行すべき資機材等  イ　活動地域　　　　　 エ　応援業務の内容　　 カ　その他参考事項 |  |

　　　○　市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

○　市本部長は、当該市の区域内で震度５強以上を記録した場合、第１報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

　　　○　市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

　　　○　市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。

○　市本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

　　　○　市本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第１報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後３０分以内に報告する。

○　市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状

況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

　　　○　市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

　　　　ア　災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

　　　　イ　収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

　　　　ウ　市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

　　　　エ　孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。

○　市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(２)　防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告又は通報する。

　２　災害情報収集の優先順位

　　【本編・第３章・第４節・第３・２　参照】

　３　災害情報の報告要領

　【本編・第３章・第４節・第３・３　参照】

４　災害情報通信の確保

　【本編・第３章・第４節・第３・４　参照】

第５節　広報広聴

**第１　基本方針**

　１　震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。

　２　防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。

　３　報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。

　４　情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。

　５　広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。

　６　広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 広報広聴活動の内容 |
| 市本部長 | １　災害の発生状況  ２　地震情報等及び災害発生時の注意事項  ３　市長等が実施した避難指示等  ４　避難所の開設状況  ５　救護所の開設状況  ６　道路及び交通情報  ７　各災害応急対策の実施状況  ８　災害応急復旧の見通し  ９　二次被害の予防に関する情報  10　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項  11　安否情報及び避難者名簿情報  12　生活関連情報  13　相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況  14　防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報  15　その他必要な情報 |
| 県本部長 | １　災害の発生状況  ２　地震情報等及び災害発生時の注意事項  ３　市町村長等が実施した避難指示等  ４　救護所の開設状況  ５　交通機関の運行状況及び交通規制の状況  ６　医療機関の情報  ７　各災害応急対策の実施状況  ８　災害応急復旧の見直し  ９　安否情報  10　生活関連情報  11　相談窓口の開設状況  12　防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報  13　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項  14 その他必要な情報 |
| 東北地方整備局  （岩手河川国道事務所）  (北上川ダム統合管理事務所) | １　災害発生時の注意事項  ２　水防に関する指示  ３　所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し |
| 東日本電信電話㈱岩手支店  ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱  ㈱ＮＴＴドコモ  ＫＤＤＩ㈱  ソフトバンク㈱  楽天モバイル㈱ | １　通信の疎通の状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者に協力をお願いする事項 |
| 日本銀行盛岡事務所 | 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 義援金の募集及び受付け情報 |
| 社会福祉法人  花巻市社会福祉協議会 | 防災ボランティアの募集情報 |
| 社会福祉法人  岩手県共同募金会 | 義援金の募集及び受付け情報 |
| 日本放送協会盛岡放送局 | １　地震情報等の伝達  ２　緊急警報放送  ３　避難指示等の情報  ４　災害の発生状況及び被害状況  ５　各災害応急対策の実施状況 |
| 東日本高速道路㈱東北支社  （盛岡・北上管理事務所） | １　高速道路の被災状況及び交通規制の状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者への迂回路等の情報 |
| 東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 | １　鉄道施設の被災状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者への代替輸送等の情報 |
| 東北電力ネットワーク(株)花北電力センター  東北電力㈱岩手支店 | １　電力関係施設の被災状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者への電力供給等の情報 |
| ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手  ㈱えふえむ花巻  ニューデジタルケーブル㈱花巻ケーブルテレビ | １　地震情報等の伝達  ２　避難指示等の情報  ３　災害の発生状況及び被害状況  ４　各災害応急対策の実施状況 |
| ㈱岩手日報社花巻支局  ㈱朝日新聞社北上支局  ㈱毎日新聞社盛岡支局  ㈱読売新聞社北上支局  ㈱河北新報社北上支局  ㈱産業経済新聞社盛岡支局  ㈱日本経済新聞社盛岡支局  ㈱岩手日日新聞社中部支社  ㈱ﾃﾞｰﾘｰ東北新聞社盛岡支局  (一社)共同通信社盛岡支局  ㈱時事通信社盛岡支局  ㈱盛岡タイムス社 | １　避難指示等の情報  ２　災害発生状況及び被害状況  ３　各災害応急対策の実施状況 |
| (社)岩手県バス協会  岩手県交通(株) | １　バス路線の復旧状況  ２　利用者等への情報提供 |
| (社)岩手県高圧ガス保安協会  花巻支部  花巻ガス㈱ | １　ガス関係施設の被災状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者へのガス供給等の情報 |

**第３　実施要領**

　１　広報活動

　　【本編・第３章・第５節・第３・１　参照】

　２　広聴活動

　　【本編・第３章・第５節・第３・２　参照】

第６節　　交通確保・輸送

**第１　基本方針**

　１　震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。

　２　市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。

　３　市その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

　４　緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

５　県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第６節・第２　参照】

**第３　交通確保**

　　【本編・第３章・第６節・第３　参照】

**第４　緊急輸送**

　　【本編・第３章・第６節・第４　参照】

第７節　消防活動

**第１　基本方針**

　１　地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。

　２　市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。

　３　震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる１１９番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。

４　市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

５　本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」の定めるところによる。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第７節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第７節・第３　参照】

第８節　相互応援協力

**第１　基本方針**

　１　市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

　２　市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

　　　なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

　３　市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

　４　市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

〔資料編：協定等の締結状況〕

**第２　実施機関**

【本編・第３章・第９節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第９節・第３　参照】

第９節　自衛隊災害派遣要請

**第１　基本方針**

　１　陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、岩手県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。

　２　県本部長は、災害派遣要請を決定した場合は、市その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１０節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第１０節・第３　参照】

第１０節　防災ボランティア活動

**第１　基本方針**

　１　防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

　２　被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

　３　防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等情報提供等その受入体制の整備に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１１節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第１１節・第３　参照】

第１１節　救援物資・義援金の受付・配分

**第１　基本方針**

　　災害時において、被災者に対し市内外から寄せられる救援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１２節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第１２節・第３　参照】

第１２節　災害救助法の適用

**第１　基本方針**

　１　市本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用について、県本部長に要請する。

　２　法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として、活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。

３　県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１３節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　１　法適用の基準

　　【本編・第３章・第１３節・第３・１　参照】

　２　法適用の手続

市本部長の措置

ア　市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ　法の適用基準となる被害世帯数については、第４節「情報の収集・伝達」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、被害報告様式により、県本部長に情報提供する。

ウ　市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

　３　救助の実施

　　【本編・第３章・第１３節・第３・３　参照】

**第４　救助の種類、程度、期間等**

【本編・第３章・第１３節・第４　参照】

第１３節　避難・救出

**第１　基本方針**

　１　震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

　２　救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。

　３　被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

　４　市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

　　【本編・第３章・第１４節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第１４節・第３　参照】

第１４節　医療・保健

**第１　基本方針**

　１　救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＭＡＴ」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

　２　多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。

　３　効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。

　４　精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＰＡＴ」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

　５　被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

　６　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１５節・第２　参照】

**第３　初動医療体制**

　　【本編・第３章・第１５節・第３　参照】

**第４　後方医療活動**

　　【本編・第３章・第１５節・第４　参照】

**第５　傷病者の搬送体制**

　　【本編・第３章・第１５節・第５　参照】

**第６　個別疾患体制**

　 【本編・第３章・第１５節・第６　参照】

**第７　健康管理活動の実施**

　　【本編・第３章・第１５節・第７　参照】

**第８　災害救助法を適用した場合の医療・助産**

　　【本編・第３章・第１５節・第８　参照】

**第９　愛玩動物の救護対策**

【本編・第３章・第１５節・第９　参照】

第１５節　食料・生活必需品等供給

**第１　基本方針**

　１　震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

　２　災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１６節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第１６節・第３　参照】

第１６節　給水

**第１　基本方針**

　　震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１７節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　【本編・第３章・第１７節・第３　参照】

第１７節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理

**第１　基本方針**

１　震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

２　震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

３　災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

４　被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その結果を表示する。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営 |
| 県本部長 | １　応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供  ２　応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施  ３　応急危険度判定士の登録及び連絡調整 |
| 救助実施市 | 応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 |

**第３　実施要領**

　１　応急仮設住宅の供与

　　【本編・第３章・第１８節・第３・１　参照】

　２　住宅の応急修理

　　【本編・第３章・第１８節・第３・２　参照】

　３　公営住宅等への入居のあっせん

　　【本編・第３章・第１８節・第３・３　参照】

　４　被災者に対する住宅情報の提供

　　【本編・第３章・第１８節・第３・４　参照】

５　被災建築物の応急危険度判定

県本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、事前に登録した応急危険度判定士の協力を得て、次により建築物の応急危険度判定を行う。

(１)　応急危険度判定士の招集

○　県本部長は、必要と認めた場合又は市本部長からの要請があった場合は、事前に登録している応急危険度判定士に対して、建築物の応急危険度判定を要請する。

　　　○　市本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じ、他の都道府県に対して応急危険判定士の派遣を要請する。

　（２）応急危険度判定士の業務

　　　　　応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア　主として目視等により被災建築物を調査する。

イ　建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の３区分に判定する。

ウ　判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 表示方法 |  |
| 危険 | 赤紙を貼る |
| 要注意 | 黄紙を貼る |
| 調査済 | 緑紙を貼る |

　（３）市本部長の措置

　　　　　市本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため次の措置を行う。

　　　　ア　優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

　　　　イ　地図の提供

　　　　ウ　その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

　（４）応急危険度判定士の登録

　　　○　県本部長は、応急危険度判定を行う建築技術者を養成するため、県内に住所を有する建

　　　　築技術者を対象に講習会を開催する。

　　　○　県本部長は、講習会の受講者を対象として、災害時における建築物危険度判定活動への参加の意思を有する者を応急危険度判定士として認定し、登録する。

　　　○　県本部長は、応急危険度判定士登録に係る台帳を作成し、保管する。

６　被災宅地の危険度判定

　　【本編・第３章・第１８節・第３・５　参照】

第１８節　感染症予防

**第１　基本方針**

　　被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第１９節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　 【本編・第３章・第１９節・第３　参照】

第１９節　廃棄物処理・障害物除去

**第１　基本方針**

　１　災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

　２　ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

　３　被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

　４　廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

**第２　実施機関（責任者）**

　【本編・第３章・第２０節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第２０節・第３　参照】

第２０節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬

**第１　基本方針**

　　各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

**第２　実施機関（責任者）**

　　【本編・第３章・第２１節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第２１節・第３　参照】

第２１節　応急対策要員確保

**第１　基本方針**

　　震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第２２節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第２２節・第３　参照】

第２２節　文教対策

**第１　基本方針**

　１　震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

　２　災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第２３節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　　【本編・第３章・第２３節・第３　参照】

第２３節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策

**第１　公共土木施設**

　１　基本方針

　　　公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、空港施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

　２　実施機関（責任者）

　　【本編・第３章・第２５節・第１・２　参照】

　３　実施要領

　　【本編・第３章・第２５節・第１・３　参照】

**第２　鉄道施設**

　１　基本方針

　　　乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

　２　実施機関（責任者）

　　【本編・第３章・第２５節・第２・２　参照】

３　実施要領

　【本編・第３章・第２５節・第２・３　参照】

第２４節　ライフライン施設応急対策

**第１　基本方針**

　１　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

２　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的支援体制の整備に努める。

　３　県及び市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用による情報提供に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

　　【本編・第３章・第２６節・第２　参照】

**第３　実施要領**

　【本編・第３章・第２６節・第３　参照】

第２５節　危険物施設等応急対策

**第１　基本方針**

　１　火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。

　２　自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

**第２　石油類等危険物**

　　【本編・第３章・第２７節・第２　参照】

**第３　火薬類**

　　【本編・第３章・第２７節・第３　参照】

**第４　高圧ガス**

　　【本編・第３章・第２７節・第４　参照】

**第５　毒物・劇物**

　　【本編・第３章・第２７節・第５　参照】

第２６節　防災ヘリコプター活動

**第１　基本方針**

　　　　震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

【本編・第３章・第２９節・第２　参照】

**第３　実施要領**

【本編・第３章・第２９節・第３　参照】

ページ調整

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧

**第１　基本方針**

　　被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

**第２　災害復旧事業計画**

【本編・第４章・第１節・第２　参照】

**第３　激甚災害の指定**

　　【本編・第４章・第１節・第３　参照】

**第４　緊急災害査定の促進**

【本編・第４章・第１節・第４　参照】

**第５　緊急融資等の確保**

　　【本編・第４章・第１節・第５　参照】

第２節　生活の安定確保

**第１　基本方針**

　　災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

**第２　被災者の生活確保**

【本編・第４章・第２節・第２　参照】

**第３　中小企業への融資**

【本編・第４章・第２節・第３　参照】

**第４　農林漁業関係者への融資**

【本編・第４章・第２節・第４　参照】

**第５　通貨の供給の確保及び非常金融措置**

【本編・第４章・第２節・第５　参照】

**第６　日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策**

　　【本編・第４章・第２節・第６　参照】

第３節　復興計画の作成

**第１　基本方針**

　　県及び市は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

**第２　復興方針・計画の作成**

　　【本編・第４章・第３節・第２　参照】

**第３　復興事業の実施**

【本編・第４章・第３節・第３　参照】

**第４　災害記録編纂**

　　【本編・第４章・第３節・第４　参照】　　ページ調整

第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

防災対策推進計画

第１節　総則

**第１　推進計画の目的**

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成１６年法律第27号。以下「法」という。)第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された当市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、防災訓練に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

**第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱**

本市の地震防災に関し、本市の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下この章において「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第３節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

市が所有する施設については、耐震化対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

１　建築物、構造物等の耐震化・不燃化

　２　土砂災害防止施設

　３　避難場所

積雪等を考慮して屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害を軽減するため、延焼被害軽減対策等に取り組む。

　４　避難経路

積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

５　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他消防用施設

　　　消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

　６　緊急輸送を確保するために必要な道路

　７　通信施設

　(1)　県防災行政無線

　 (2)　市防災行政無線

　 (3)　その他の防災機関等の無線

　８　緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

　９　その他の事業

第３節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

**第１　地域住民等の避難行動等**

市は、住民等が震災発生時に的確に避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

　１　避難方法

　　　第３章第１３節「避難・救出」に定めるところによる。

　２　避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

　３　住民等の備え

　　　住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

　４　高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)のうち自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援等

　５　外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

**第２　避難場所及び避難所の運営・安全確保**

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に第２章第５節「避難対策」に基づき取り組むこととするが、次の事項にも配慮する。

　１　避難後の救護

　２　避難所開設における次の項目に関してあらかじめ準備すべき事項

　 (1)　応急危険度判定を優先的に行う体制

(2)　各避難所との連絡体制

(3)　各避難所における避難者のリスト作成

(4)　食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

(5)　障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設、要配慮者への対応

(6)　飼い主による愛玩動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

**第３　意識の普及・啓発**

市は、住民等が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、その意識を持続的に共有し、震災発生時に円滑に避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮した内容により、ハザードマップを作成・変更し、第２章第５節「避難対策」に定めるところにより周知を行う。

**第４　消防機関等の活動**

市は、第３章第７節「消防活動」に基づき、消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

１　報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供を行う。

　２　緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤等市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫を把握する。

**第５　水道、電気、ガス、通信、放送関係**

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第２章第11節「ライ　フライン施設等安全確保」、第３章第５節「広報広聴」、同章第24節「ライフライン施設応急対策」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

１　水道

　　　水道事業の管理者等については、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

２　電気

　 (1)　夜間の避難時の照明の確保に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

　 (2)　指定公共機関東北電力(株)岩手支店及び東北電力ネットワーク(株)岩手支社が行う措置は、別に定めるところによる。

３　ガス

　　　指定地方公共機関である一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会が行う措置は、別に定めるところによる。

４　通信

　　　指定公共機関東日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

５　放送

　 (1)　指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

　 (2)　指定地方公共機関である株式会社ＩＢＣ岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエ　　ム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ及び株式会社岩手朝日テレビが行う措置は、別に定めるところによる。

**第６　交通**

１　道路

　 (1)　交通規制

県警察及び道路管理者は、避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

　 (2)　除雪

　　　　緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、第３章第６節「交通確保・輸送」に定めるところにより除雪体制を優先的に確保する。

２　乗客等の避難誘導

　 (1)　一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、列車・バス等の乗客や、駅・発着場に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

　 (2)　 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

**第７　市が管理等を行う施設等に関する対策**

　１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

　　　市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

　 (1)　各施設に共通する事項

　　　ア　入場者等の避難のための措置

　　　イ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

　　　ウ　出火防止措置

　　　エ　水、食料等の備蓄

　　　オ　消防用設備の点検、整備

　　　カ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

　 (2)　個別事項

　　　ア　道路、橋梁、トンネル等の管理上の措置

　　　イ　下水道、水門等の管理上の措置

　　　ウ　学校、保育園等にあっては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

　２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

　　　災害対策本部又は現地災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、１の(1)に掲げる措置を

とるほか次に掲げる措置をとるものとする。

　　　また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者

に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

　 (1)　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

　 (2)　無線通信機器等通信手段の確保

　 (3)　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

　３　地震発生時の緊急点検及び巡視

　　　緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びに実施体制を予め定めた上で、地震発生時には緊

急点検及び巡視を実施する。

　４　工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

　　　地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物

　　又は施設については、安全確保上実施すべき措置を実施する。

**第８　迅速な救助**

　１　市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を整備する。

　２　市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

　３　市は、消防団への加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第４節　関係者との連携協力の確保に関する事項

**第１　資機材、人員等の配備手配**

　１　被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものを予め把握するものとする。

　２　応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。

**第２　自衛隊の災害派遣**

　１　自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は　　第３章第９節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　２　地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

**第３　物資の備蓄・調達**

被害想定をもとに、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法は、第２章第６節の２「食料・生活必需品等の備蓄」に定めるところによる。

第５節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項

**第１　後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等**

　１　後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達については、第３章第２節「地震情報等の伝達」に準ずる。

２　災害に関する会議等の設置

　　 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第３章第１節「活動体制」に定めるところによる。

**第２　災害応急対策をとるべき期間等**

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

**第３　市のとるべき措置**

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、住民等に対し、日頃からの

地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

　　また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等によ

り、円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

　 (後発地震に対して注意する事項)

　１　家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認

　２　避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え。

　３　施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

　４　個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第６節　防災訓練に関する事項

　　市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は第２章第３節「防災訓練」に定めるところによる。

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

　１　市職員等に対する教育

　　　市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を第２章第１節「防災知識の普及」に定めるところにより実施するものとし、防災教育の内容は次のとおりとする。

　 (1)　地震に関する一般的な知識

　 (2)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予測される地震動に関する知識

　 (3)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

　 (4)　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

　 (5)　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

　 (6)　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

　 (7)　 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

　２　地域住民等に対する教育・広報

　　　市は、県と協力して東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、国からの指示が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

　 (1)　地震に関する一般的な知識

　 (2)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予測される地震動に関する知識

　 (3)　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

　 (4)　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、防災上とるべき行動に関する知識

　 (5)　正確な情報の入手方法

　 (6)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

　 (7)　急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

　 (8)　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

　 (9)　住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

　 (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

　 (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品